

島根県文化財保護審議会次第

日時:令和6年8月5日(月)

13:30~15:30

場所:サンラポーむらくも 祥雲の間

開 会

- ・ 委員紹介、文化財保護審議会について
- ・ 会長・副会長互選

議 事

【報告事項】(公開)

1 文化財指定等の最近の動向について

- (1) 登録「中原家住宅」(美郷町)
- (2) 登録「島根半島及び宍道湖・中海の漁撈用具」(松江市)
- (3) 選定保存技術「玉鋼製造(たたら吹き)」、保持者「堀尾 薫」(奥出雲町)

2 令和6年度文化財事業について

- (1) 歴史遺産保存整備事業
- (2) 未来に引き継ぐ石見銀山保全事業
- (3) 島根の歴史文化活用推進事業
- (4) 埋蔵文化財調査センター事業
- (5) 古代文化の郷“出雲”調査事業
- (6) 古代出雲歴史博物館事業

3 島根県指定無形民俗文化財の構成員変更について

- (1) 見々久神楽(出雲市)
- (2) 有福神楽(浜田市)

4 旧海軍大社基地関連施設群について

5 大橋川河川改修事業地内朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて

【報告事項】(非公開)

6 県指定候補について

- (1) 候補文化財の調査状況について
- (2) 候補文化財の追加について

閉 会

公開用

島根県文化財保護審議会

資料

日時: 令和6年8月5日(月)
13:30~15:30

場所: サンラポーむらくも 祥雲の間
(松江市殿町369番地)

島根県教育委員会

1 文化財指定等の最近の動向について

(1) 国登録有形文化財（建造物）「中原家住宅」

令和5年11月24日に開催された国の文化審議会において、県内に所在する建造物4件を登録有形文化財（建造物）へ登録するよう文部科学大臣に答申があり、令和6年3月6日登録された。

概要

名称	構造	屋根	建築面積等	建築年代
中原家住宅 主屋	木造2階建	瓦葺	315㎡	文化6年(1809)/昭和15年(1940)頃増築
中原家住宅 新座敷	木造2階建	瓦葺	74㎡	江戸末期
中原家住宅 道具蔵	木造2階建	瓦葺	130㎡	寛政5年(1793)
中原家住宅 門及び塀	木造	瓦葺	間口 1.4m 総延長 12m	文化5年(1808) / 大正後期改修



主屋（外観）



新座敷（外観）



道具蔵、門及び塀（外観）

- (1) 所在 邑智郡美郷町潮^{うしおむら}村
- (2) 所有者 個人
- (3) 特徴 江の川東岸の集落にある旧家の屋敷。主屋は大規模で、旧家の風格がある。主屋南東に位置する賓客用の新座敷は一部が池に張り出し、洒落たつくりとなっている。主屋の南に建つ道具蔵は桁行が長大な土蔵で、重厚な外観を呈している。主屋と道具蔵の間に建つ門及び塀は、旧家に相応しい屋敷構えを整えている。

(2) 国登録有形民俗文化財「島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具」

令和6年1月19日に開催された国の文化審議会において、県内に所在する登録有形民俗文化財1件の登録について、文部科学大臣に答申があり、令和6年3月21日登録された。

概要

- (1) 名称 島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具
- (2) 員数 1,598点

- (3) 所有者 松江市
- (4) 所在地 島根歴史民俗資料館（松江市島根町野波2048）
松江市宍道菟古館（松江市宍道町宍道1715-2）
- (5) 特徴

島根半島の沿岸は、リアス海岸が発達し、複雑に入り込んだ地形のため、小型の木造船を使ったイカやブリ等の一本釣漁や磯漁、網漁等が盛んに行われ、一方、半島南部にある汽水湖において、宍道湖ではシジミ漁が、また、中海では、ソリコ舟と呼ばれる刳舟形式の木造船によるアカガイ漁等が主に行われてきた。

半島北部の日本海沿岸と南部の汽水湖において、魚介類の捕獲に使用された漁撈用具の収集であり、出雲地方における生業の実態とともに、我が国の汽水域の漁撈のあり方を考える上で、注目すべき資料群である。



① 島根半島沿岸の漁撈用具



② 宍道湖の漁撈用具



③ 中海の漁撈用具

(3) 選定保存技術「玉鋼製造（たたら吹き）」、保持者「堀尾 薫」

令和6年7月19日（金）に開催された国の文化審議会において、県内に所在する選定保存技術の選定及び保持者の認定について、文部科学大臣に答申があった。

① 経緯

玉鋼製造「（たたら吹き）」は、昭和52年5月11日に選定保存技術に選定されたが、令和6年6月22日、保持者の逝去により選定が解除された。今回、改めて選定するとともに、堀尾氏をその保持者として認定するもの。

② 選定保存技術

- (1) 名称 たまはがねせいぞう 玉鋼製造（ぶたたら吹き）
- (2) 概要

作刀技術は中国大陸、朝鮮半島から渡来したものであるが、我が国独自の発達を遂げ、世界に比類のない鍛錬方法が今日に伝えられている。作刀の材料には、すぐれた玉

鋼が不可欠であり、この玉鋼を刀材に用いてはじめて日本刀に刀剣としての卓絶した性能が付与され、また優美な姿、品のある地肌・景色、風合いのある刃文等の様々な美術的価値が生まれてくる。玉鋼以外の鉄を新しく刀材に利用すれば、伝統的鍛法は無視され、古刀に見られるような美術刀剣としての趣を追求しにくくなる。よって、美術刀剣類制作の保護に万全を期する上から、玉鋼確保のための玉鋼製造（たたら吹き）の保存の措置を講ずる必要がある。

③ 保持者

- (1) 氏 名 堀尾 薫（満 55 歳）
- (2) 生年月日 昭和 44 年 4 月 24 日
- (3) 住 所 島根県仁多郡奥出雲町
- (4) 概 要

同人は玉鋼製造（たたら吹き）に精通し、その卓越する技術は高い評価を得ている。また平成 26 年の講師代行（村下代行）就任以降はたたら操業をけん引、近年は村下代行の筆頭として現場の差配を担い、後進の指導・育成に尽力している。

（参考）選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度について

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

2 令和6年度文化財事業について

(1) 歴史遺産保存整備事業

※（ ）内の事業費は令和6年度当初予算

① 国指定文化財修理費等助成 (137,708千円)

県内の国指定文化財の保存・活用のため、保存修理、防災施設整備、災害復旧、活用・伝承等の事業に対する助成

【主な事業】



重要文化財 木幡家住宅主屋ほか保存修理事業
主屋屋根の解体保管状況
課題：建物の傾斜、壁材劣化など
対応：保存修理、耐震補強のため解体修理



重要文化財 八幡宮本殿ほか2棟保存修理事業
楼門屋根の解体状況
課題：建物の傾斜、沈下、雨漏りなど
対応：保存修理、耐震補強のため解体修理

② 県指定文化財保存修理費等助成 (18,645千円)

県指定文化財の保存・活用のため、保存修理、防災施設整備、伝承等の事業に対する助成

【主な事業】



旧津和野藩家老多胡家表門保存修理事業
課題：建物の傾斜・経年劣化
対応：保存修理のため解体修理



須佐神社本殿保存修理事業
課題：屋根の経年劣化
対応：屋根の葺き替え

③ 国指定文化財管理費助成 (6,034千円)

国指定文化財の維持・管理のため、所有者等が行う必要な措置に要する経費に対する補助【指定文化財管理費助成】(佐太神社、櫻井氏庭園、萬福寺本堂、水若酢神社本殿など全22件)

④ 埋蔵文化財調査費助成 (2,645千円)

個人住宅に伴う埋蔵文化財調査等の個人に費用負担が生じる調査に対する助成

令和6年度 歴史遺産保存整備事業

(令和6年度当初)

① 国指定文化財修理費等助成

(千円)

補助事業者名	種別	名称	総事業費	県補助額
個人	建造物保存修理	重文 木幡家住宅主屋ほか10棟	166,000	8,300
(宗)月照寺	歴史活き活き！史跡等総合活用整備	史跡 松江藩主松平家墓所	52,297	8,716
(宗)佛谷寺	防災施設整備	重文 木造薬師如来ほか4躯	6,500	650
松江市	防災施設整備	国宝 松江城天守	268,250	23,472
松江市	史跡等買上げ	史跡 田和山・神後田遺跡	22,268	1,484
松江市	史跡等買上げ	史跡 松江城	201,600	13,440
石州半紙技術者会	無形文化財(伝承)団体	重無 石州半紙	5,740	166
出雲市	歴史活き活き！史跡等総合活用整備	史跡 田儀櫻井家たたら製鉄遺跡	3,500	437
益田市	歴史活き活き！史跡等総合活用整備	史跡 益田氏城館跡	9,426	1,178
益田市	史跡等買上げ(先行取得償還)	史跡 中須東原遺跡	104,853	6,990
(宗)雲樹寺	建造物保存修理	重文 雲樹寺四脚門	8,000	666
(宗)清水寺	防災施設整備	重文 清水寺本堂	7,150	1,191
雲南市	防災施設整備	重有民 菅谷たたら	17,200	2,150
雲南市	天然記念物再生	特天 コウノトリ	2,000	250
(宗)八幡宮	建造物保存修理	重文 八幡宮本殿ほか2棟	80,000	4,000
津和野町	歴史活き活き！史跡等総合活用整備	史跡 津和野城	44,010	5,501
津和野町	歴史活き活き！史跡等総合活用整備	史跡 山陰道	27,360	3,420
津和野町	防災施設整備	史跡 津和野藩主亀井家墓所附亀井茲矩墓	75,000	5,625
津和野町	伝統的建造物群基盤強化	重伝建 津和野町津和野伝統的建造物群保存地区	356,500	7,437
出雲市	建造物保存修理	重文 旧大社駅本屋	222,020	37,003
出雲市	建造物保存修理(防災設備等)	重文 旧大社駅本屋	14,534	2,422
出雲市	美術工芸品保存修理	重文 上塩冶築山古墳出土品	3,060	510
津和野町	歴史活き活き！史跡等総合活用整備	史跡 西周旧居	16,200	2,700
計			1,713,468	137,708

② 県指定文化財修理費等助成

(千円)

補助事業者名	種別	名称	事業費	県補助額
安部信一郎	無形文化財伝承	雁皮紙	238	112
(宗)須佐神社	建造物修理	須佐神社本殿	20,000	8,333
津和野町	建造物修理	旧津和野藩家老多胡家表門	31,330	10,000
	美術工芸品修理・防災施設整備	県指定美術工芸品	600	200
計			52,168	18,645

(2) 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業

<事業の概要・目的>

世界遺産石見銀山遺跡を適切に管理し、将来へ継承していくため、「調査研究」、「保存整備」及び「情報発信」を柱として事業を実施

① 世界遺産総合調査研究事業 (21,187 千円)

石見銀山遺跡の実態解明を目指して調査研究を推進し、世界遺産としての価値を高める。

ア 基礎調査研究事業

- ・ 考古学、歴史・民俗学、自然科学の3分野で、基礎的な調査研究を継続
[考古学] 発掘調査、石造物調査、考古資料分析
[歴史、民俗学] 文献調査、人権同和問題調査
[自然科学] 地質学・間歩調査、生物環境調査、資産保全調査

イ テーマ別調査研究事業

- ・ 基礎調査研究で得られた成果をもとにテーマを設定して調査研究を実施
[歴史] 石見銀山発見500年の歴史 (R5～9年度)
[鉱山比較] 国内鉱山比較 (R6～10年度)、海外鉱山運営比較 (R6～10年度)

② 世界遺産保存整備事業 (53,961 千円)

石見銀山遺跡を適切に保存管理・整備し、世界遺産として後世に引き継ぐ。

ア 遺跡整備事業

- ・ 史跡等の保存修理 (西本寺、三宅家)
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区建造物の修理修景
- ・ 防災施設整備 (一般、災害復旧)
- ・ 史跡等公有地化 (本谷地区)
- ・ 落石対策事業

<参考>令和5年度事業



(多田家主屋保存修理後)



(佐毘賣山神社石段修理後)

イ 拠点施設の管理運営の支援

- ・ 石見銀山世界遺産センターの管理運営経費を支援

③ 世界遺産総合情報発信事業（10,906千円）

調査研究等により明らかにされた世界遺産の価値を広く情報発信する。

ア 企画展

- ・ 「石見銀山と佐渡金銀山（仮）」を石見銀山世界遺産センターで秋に予定

イ 出前講座

- ・ 児童生徒を対象に座学と体験学習を組み合わせた出前講座を開催



実施の様子

ウ 講演会

- ・ 石見銀山遺跡の価値や魅力を発信するために、県外で講演会を開催予定

エ 動画

- ・ 石見銀山の認知度向上を目的とした動画を作成

オ パネル展

- ・ 公共施設等において、調査研究成果等をわかりやすく伝えるパネル展を開催

(3) 島根の歴史文化活用推進事業（古代文化センター）

① 島根の歴史文化研究

ア 基礎研究（22,454千円）

- ・ 考古基礎資料(青銅器、出土品、墓制、生産遺跡)、風土記、祭礼行事(国庫補助事業島根県民俗芸能調査等)、中世・近世史料

イ テーマ研究（26,474千円）

- ・ 基礎研究を踏まえて、特定のテーマを3年程度調査研究し、その成果を古代出雲歴史博物館で開催される企画展で紹介し、併せて研究報告書を刊行。【別紙】参照
- ・ 今年度より「環日本海の考古学的研究」、「平安中期の国制と山陰地域」を開始。

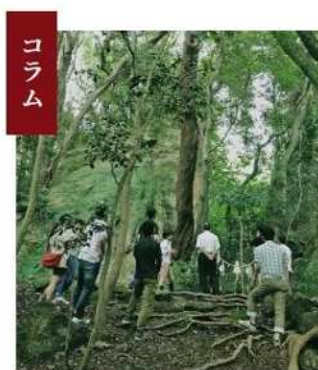
② 島根の歴史文化を活用した情報発信（35,026千円）

ア 古代文化センターホームページによるオンライン情報発信

研究員の日記（ブログ）、しまこだチャンネル（動画）、いまどき島根の歴史（コラム）



古代セン通信



コラム

いまどき島根の歴史

思わず「へえ～、知らなかった!」と声が出る、研究員イチ押しの話題をつづった連載コラムです。

[詳しく見る](#)



ブログ

研究員の日記

日々の研究活動で見たこと、考えたこと。古代文化センターの日常を生の声で紹介します。

[詳しく見る](#)



動画

しまこだチャンネル

研究員が県内あちこちを駆け巡り、調査研究の最新情報や、いち押しネタを動画にしてお届けします。

[詳しく見る](#)

イ 講座、シンポジウム ※いずれも内容は後日オンラインで配信

- ・ 古代出雲文化シンポジウム 於：有楽町朝日ホール（定員 700 名）

開催日	テーマ	講師
11/17(土)	テーマ 「六世紀の出雲とヤマト―出雲の大型古墳を語る―」	仁藤敦史（国立歴史民俗博物館教授）、高橋照彦（大阪大学大学院教授）、桃崎祐輔（福岡大学教授）、古代出雲歴史博物館職員

- ・ 「島根の歴史文化講座」（4回開催） 於：松江テルサ

テーマ「もっと知りたい島根の歴史」

開催日	タイトル	講師
9/29(日)	東西出雲の王	松江市・出雲市職員
10/27(日)	城と城下町	高屋茂男（八雲立つ風土記の丘所長）、古代文化センター職員
11/24(日)	古代出雲の謎に迫る	武廣亮平（日本大学教授）
12/8(日)	知られざる古代出雲	古代文化センター職員

- ・ 石見国巡回講座 於：益田市立市民学習センター

開催日	タイトル	講師
11/10(日)	(仮) 柿本人麻呂と世界文学	小松靖彦（青山学院大学教授）

- ・ 隠岐国巡回講座・ワークショップ 於：隠岐開発総合センター（海士町）

開催日	タイトル	講師
4/21(日)	誕生、隠岐国	古代文化センター職員

ウ しまねの古代文化連続講座・しまねの古代文化探訪ツアー

- ・ R6 年度のテーマは「しまねの古墳」 東京で開催(3回開催:定員各 200 名)

開催日	タイトル	講師
7/27(土)	古墳出現以前の島根	古代文化センター職員
8/25(日)	山陰における大型古墳築造開始の背景	岩本崇（島根大学教授）
9/28(土)	6世紀～7世紀の石見・出雲	丹羽野裕（松江市文化財コーディネーター）

- ・ しまねの古代文化探訪ツアー ①10月8日発、②10月22日発、③12月11日発
連続講座受講者を中心に羽田空港発着のツアー参加者を募集し、石見の歴史文化遺産をめぐる(各2泊3日)。①③は石見・出雲の古墳、②は柿本人麻呂ゆかりの地を探訪

③ 他県と連携した取り組み（1,790千円）

古代歴史文化協議会

- ・ 8県（島根・埼玉・奈良・和歌山・鳥取・岡山・佐賀・宮崎）による連携事業
- ・ 第3期共同研究テーマ「古墳時代の中央と地域」

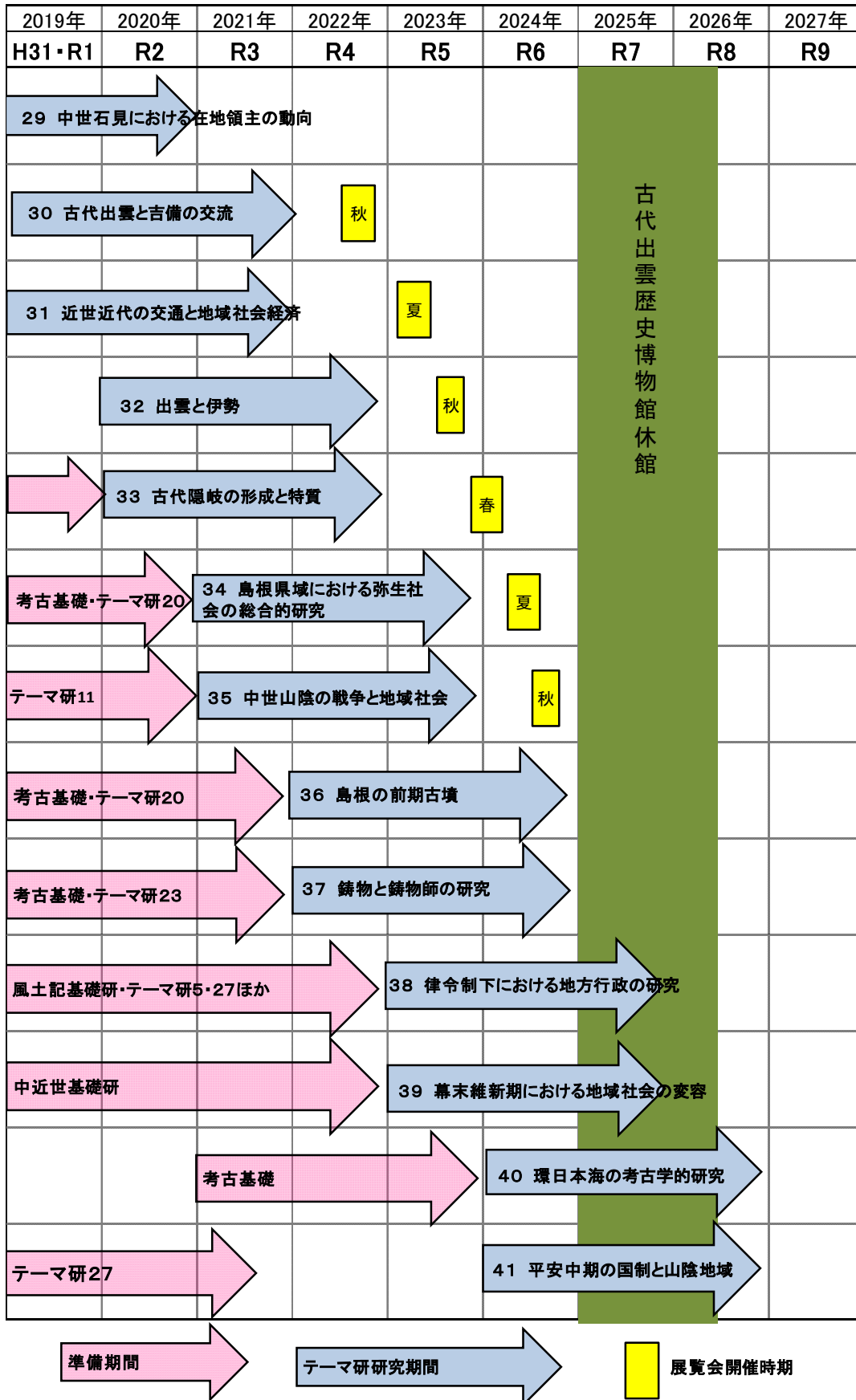
研究集会：8月6日(火)～7日(水) 於：鳥取県庁ほか

講演会：12月8日(日) 於：明治大学アカデミックホール 定員 1000人

「(仮) 墳墓が語る王権と地域」

【別紙】

テーマ研究年次計画



(4) 埋蔵文化財調査センター事業

① 埋蔵文化財発掘調査事業 (621,525 千円)

※別紙のとおり

ア 開発に伴う発掘調査事業

(578,264 千円)

イ 開発に伴う試掘確認調査事業

(23,851 千円)

ウ 学術調査事業

古代文化の郷「出雲」調査事業

(19,410 千円)

・国史跡出雲国府跡（松江市大草町）の調査

古代文化センター考古基礎資料調査研究事業 (6,674 千円)

・松江市鹿島町堀部1号墳の発掘調査

・西川津遺跡出土品の再整理



松江城下町遺跡白潟地区の発掘調査

② 管理運営事業(23,471 千円)

ア 発掘調査成果品（出土品、写真等の記録）の管理…アナログデータのデジタル化等

イ 発掘調査成果品の貸し出し、外部からの資料調査希望の対応

ウ 木製品、金属製品等の緊急及び計画的保存処理

③ いにしへの島根学習事業 (4,081 千円)

(埋蔵文化財調査センター3,081 千円 文化財課1,000 千円)

ア 発掘調査成果の情報発信…現地説明会、講座・講演会、広報誌、HP、SNSなど

イ 小・中学校、特別支援学校を対象とした出前授業「心に残る文化財子ども塾」

…年間28校予定

ウ 各種研修…埋文担当職員養成研修、
専門職員向け研修など



出前授業「心に残る文化財子ども塾」

令和6年度 県埋蔵文化財調査センター発掘調査一覧



【開発に伴う発掘調査事業】

事業名	所在地	調査遺跡	調査期間(予定)
大橋川改修事業(朝酌地区)	松江市朝酌町	朝酌矢田Ⅱ遺跡	8～9月
大橋川改修事業(白濁地区)	松江市白濁本町ほか	松江城下町遺跡白濁地区3区	5～12月
江の川改修事業	江津市松川町	船津遺跡	5～8月
浜田道4車線化事業	邑智郡邑南町	郷路橋遺跡	6～9月

【開発に伴う試掘確認調査事業】(国庫補助事業)

事業名	所在地	調査箇所	調査期間(予定)
益田田万川道路、益田西道路、大橋川改修、R432大庭バイパスほか	益田市、松江市		4～1月

【学術調査事業】(国庫補助事業)

事業名	所在地	調査遺跡	調査期間(予定)
風土記の丘地内	松江市大草町	史跡出雲国府跡	9～11月
考古基礎資料調査研究事業	松江市鹿島町	堀部1号墳	10～12月

(5) 古代文化の郷“出雲”調査事業について (19,410千円)

① 史跡出雲国府跡の経緯

- 昭和 43～45 年度 (1968～70) 松江市が発掘調査・・・第 1 期発掘調査
昭和 46 年度 国史跡に指定
昭和 49 年度 史跡公園整備 (風土記の丘オープン)
平成 9 年度 古代文化の郷“出雲”整備構想策定
平成 11～23 年度 島根県教育委員会が発掘調査・・・第 2 期発掘調査
平成 14 年度 国司館域などの土地買上
平成 25 年度 総括報告書を刊行、政庁域の一部を史跡追加指定
平成 26 年度 史跡追加指定、政庁域の土地買上
平成 27 年度～ 島根県教育委員会の発掘調査再開・・・第 3 期発掘調査
平成 27 年度 史跡追加指定
平成 28 年度 政庁域の土地買上
平成 30 年度 報告書 10 刊行 (H27～29 年度調査分)
令和 4 年度 報告書 11 刊行 (H30～R2 年度調査分)、発掘調査継続

② 第 3 期発掘調査について


ア 目的

- ・ 政庁域周辺の施設配置とその変遷を把握すること
- ・ 出雲国府跡の整備・活用 (史跡整備リニューアル等) のための基礎資料を得ること (古代文化の郷“出雲”整備事業)

イ 令和 6 年度の発掘調査の目的

- ・ 正殿脇の溝の性格や築地塀の存否、政庁域における遮蔽施設の存否確認



 このうち約 100 m²を調査予定

令和 6 年度発掘調査予定箇所

(6) 古代出雲歴史博物館事業 (550,265千円)

① 令和6年度開催の展覧会

・企画展 誕生、隠岐国 (終了)

〔会期〕 令和6年3月22日～5月19日 (59日間)

【観覧者数】 15,041人 【満足度】 よかった81.2%

〔内容〕 中央集権国家づくりに邁進した国家形成期、初めて日本人が「外国」を意識し、海に「国境」ができ、国家の中に「中央」が生まれ、「外国」と接するところには「辺境」「離島」が生まれた。

「中央」である都には「律令国家」を支える巨大な組織が生まれ、各地から都へ送り出された食料品が中央の人々の「食」を支えた。隠岐が送り出したのは膨大な海産物だった。外国に近く前線的な位置を占めていることと、都へ膨大な海産物を供給したことが、古代隠岐の特徴とあって良いだろう。

本展では、「隠岐国」が成立する過程を紐解きながら、当時の地域のありようと、先人たちの営みを紹介した。

・企画展「荒神谷発見！ -出雲の弥生文化-」

〔会期〕 令和6年7月12日～9月8日 (59日間)

〔内容〕 40年前の夏、出雲市斐川町の荒神谷遺跡で、弥生時代の銅剣358本が発見された。そのニュースは全国を駆け巡り、翌年に銅鐸6個、銅矛16本が出土したことで、それまで神話や古代史から考えられてきた古代出雲のイメージは大きく変わる。それから12年後の平成8年(1996)には雲南市加茂町の加茂岩倉遺跡から39個もの銅鐸が出土し、古代出雲は再び全国から注目された。

本展では、あらためて出雲の弥生文化に焦点を当て、島根県と各地の遺跡から見つかった弥生時代の資料など、最新の調査研究の成果をもとに、弥生時代の暮らしを詳しく紹介し、2,000年前の青銅器大量埋納の背景を考える。

・企画展「山陰の戦乱—月山富田城の時代—」

〔会期〕 令和6年10月11日～12月8日 (59日間)

〔内容〕 山陰屈指の名城、安来市にある富田城。この城が出雲国の中心であった16世紀は、日本列島全体を巻き込む戦乱の時代だった。富田城の主が尼子氏、毛利氏・吉川氏、堀尾氏へと移り変わる中で、山陰地域は熾烈な戦いの舞台となり、全国的な戦いにも巻き込まれていくことになる。富田城が見届けた戦乱の時代とは、どのような時代だったのか。

本展では、戦いのあり方を物語る武具や武器、戦乱の痕跡を土地に記憶する城、当時の人々が残した城下町遺跡の出土品、戦いの様相を記す古文書など、多様な資料から戦乱の時代の実像に迫る。

② 古代出雲歴史博物館の休館について

天井の耐震改修や経年劣化が生じた設備の更新等の工事を行うため、必要となる期間を休館する。併せて、展示室の一部改修等の魅力アップ事業を実施する。

〔休館期間〕 令和7年4月1日～令和8年9月（予定）

〔事業内容〕 特定天井の耐震改修

 エントランスホール、中央ロビー

 長寿命化工事

 空調設備の改修 など

 展示施設改修

 神話シアター・展示室の改修

 多言語対応の映像制作

〔スケジュール〕

内容	令和6年度			令和7年度												令和8年度												
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
閉館期間																												
特定天井耐震改修																												
長寿命化工事																												
展示室改修																												
映像制作																												

スケジュールは前後する場合があります。

③ 令和5年度観覧者・入館者実績

【展覧会】

展覧会名	会期	観覧者数	満足度*
企画展 出雲神楽	令和5年 4月 1日～5月 21日 (全期間 令和5年3月24日～5月21日)	11,599人 (13,499人)	91.6%
古代歴史文化賞特別賞受賞記念 考古イラストレーター早川和子の世界 古代を描く	令和5年 6月 2日～6月 18日	2,940人	95%
企画展 しまね×交通クロニクル —北前船からフォードまで—	令和5年 7月 7日～9月 3日	8,963人	88.9%
企画展 伊勢と出雲	令和5年 10月 13日～12月 10日	21,526人	89.6%
企画展 誕生、隠岐国	令和6年 3月 22日～3月 31日 (全期間 令和6年3月22日～5月19日)	2,820人 (15,041人)	81.2%

*会期全期間中における展示内容が「良かった」の割合（アンケートによる）

【入館者数】

開館以来の総入館者数 4, 417, 062人（令和6年6月30日現在）

令和5年度入館者数 179, 036人

令和6年度目標入館者数 240, 000人

3 島根県指定無形民俗文化財の構成員変更について

(1) 見々久^{みみく}神楽

① 文化財の概要

[保持者]

見々久神楽保持者会（会長：石橋良男）

[沿革]

寛政年間に出雲大社周辺の末社の神主によって伝えられたとされる。

[概要]

神楽の構成は、出雲神楽のそれに準じた「七座」「式三番」「神能」からなる。この構成は、近世初期に佐太神社で整えられた（佐陀神能）と考えられるが、佐陀神能では失われた、あるいは佐太神能成立以前の要素を見出すことができる。なかでも、狂言の「節分詣」は他団体ではほとんど見られず、また方言豊かに語られる点で貴重。毎年10月25日、御崎神社の例大祭で奉納される。

② 構成員の異動状況

- ・昭和36年6月13日 指定（構成員18名）
- ・死亡・脱退を経て現構成員5名
- ・今回、構成員14名の追加要望

③ 報告

別紙のとおり

④ 結果

14名のうち確認を行った10名については、構成員に必要な演技や演奏の技術を十分に取得されており、構成員として追加する。

令和6年8月5日

島根県教育委員会教育長 殿

島根県文化財保護審議会委員 笹原 亮二

県指定無形民俗文化財「見々久神楽」構成員の追加証明について

令和6年5月25日に実施した標記の件について報告します。

記

場 所 御崎神社において実施
年月日 令和6年5月25日（土）
所在地 島根県出雲市見々久町
対 象 10名（14名のうち、当日都合により不参加の4名を除く）
所 感

見々久神楽は、寛政年間(1789-1801)、出雲大社の末社の神官から伝授されて始まったとされる。神楽全体は、最初の「座清メ」に続き、採物舞から構成される儀式的な「七座」、素面・着面の儀式的な「式三番」、「口上」(台詞)や神楽歌が発せられる演劇的な「神能」から構成され、基本的には出雲地方の代表的な神楽である佐陀神能に準じるが、佐陀神能から影響を受ける以前の形式と考えられる「祝詞」の「天蓋降ろし」などの演出や、「八乙女」「山ノ神」「弓鎮守」などの演目も伝わり上演されている。また、地元の言葉で滑稽なやり取りを演じる狂言「節分詣り」も伝わるが、狂言は、この地域の神楽では、ほかに榎の屋神楽に伝わるのみで注目される。同神楽は現在、出雲市見々久町の御崎神社で10月25日の例大祭に行われるほか、ほかの神社などからの依頼に応じて他所で上演を行っている。練習は週1回、定期的に行われている。

今回、同神楽の保持者認定の候補となったのは、舞や奏楽(囃子の演奏)の経験年数が短い人で5年、長い人で35年ほどで、演者としての経験を一定程度積んでいるので、それを通じて舞や奏楽を一通り習得し、十分な技量を有している。今回の保持者認定では、候補者らは、採物舞の「七座」から「湯立」「剣舞」、劇的な内容を有する「神能」から「三ツ熊」「田村」「山ノ神」を、舞や奏楽を交代しながら演じた。候補者らは、いずれの演目においても、それぞれの演目の構成に沿って適切に奏楽を行ったり、奏楽にあわせて舞を舞ったり、台詞や神楽歌をよどみなく発したりしていて、上演中は彼らの演技にまったく不安を感じなかった。

以上のことから、今回の候補者の同神楽の保持者認定については妥当と考える。



(2) 有福神楽

① 文化財の概要

[保持者]

有福神楽保持者会（代表：佐々木昌延）

[沿革]

明和年間（1760年頃）に神職が氏子とともに舞い始めたことがその始まりと伝わる。

[概要]

六調子と呼ばれるテンポの遅い神楽を主体とする伝統的な石見神楽を継承する。保持する演目は極めて多く、30以上の演目を伝えるが、中にはほぼ他所で廃絶し、ここだけにしか伝わっていない演目も少なくない。伝統を大切にしつつ、新しい舞をも身に付け、新旧併せ持つ社中として呼び声は高い。下有福八幡宮を本拠とする。

② 構成員変更の経緯

- ・昭和39年 5月26日 指定（構成員13名）
- ・昭和54年 3月24日 構成員異動（構成員14名となる）
- ・平成21年12月10日 構成員異動（構成員13名となる）
- ・死亡・脱退を経て現構成員9名
- ・今回、構成員9名の追加要望

③ 報告

別紙のとおり

④ 結果

今回要望があった9名は、構成員に必要な演技や演奏の技術を十分に取得されており、構成員として追加する。

令和6年8月5日

島根県教育委員会教育長 殿

島根県文化財保護審議会委員 笹原 亮二

県指定無形民俗文化財「有福神楽」構成員の追加証明について

令和6年5月26日に実施した標記の件について報告します。

記

場 所 下有福八幡宮境内において実施
年月日 令和6年5月26日（日）
所在地 島根県浜田市下有福町
対 象 9名
所 感

有福神楽は、明和年間(1764-72)に、神職と氏子によって演じられるようになったとされる。多くの演目を伝えていることでも知られ、その中には、「荒平」「関山」といったほかの神楽では演じられなくなった演目が含まれる。石見地方では現在、多くの神楽が明治初期に演じられるようになった速いテンポの「八調子」を主としているが、同神楽は古い形式とされる「六調子」の舞を伝える点も特徴といえる。また、「有福子供神楽」を組織して子供への神楽の教授を行うなど、神楽の将来的な伝承に向けても組織的な取り組みが見られる。

今回、同神楽の保持者認定の候補となったのは、ほとんどが平成7年(1995)生まれ以降の比較的若い演者であるが、保持者会への入会が平成24年(2012)から令和2年(2020)までで、演者としての経験を一定程度積んでいて、舞などの演技についても奏楽(囃子の演奏)についても一通り習得し、十分な技量を有している。今回の保持者認定では、候補者らは、採物舞から構成される儀式的な演目や「口上」(台詞)や神楽歌が発せられる演劇的な演目のいずれにおいても、演技や奏楽を手慣れたようすで演じていて、不安なく上演を見ることができた。候補者の中には十代半ばの演者がいて、体が小さく声もやや幼い印象を受けたが、上演の技量自体は問題ないので、それらの問題は今後経験を積むことで解消されると思われる。

以上のことから、今回の候補者の同神楽の保持者認定については妥当と考える。



4 旧海軍大社基地関連施設群について

(1) 概要

- ① 設営時期等 1945年3月～6月 海軍双発爆撃機「銀河」40機配備
- ② 主要滑走路 幅60m×延長1,500m（コンクリート舗装）
- ③ 周辺施設等 応急離陸路、掩体壕、燃料庫、魚雷庫、爆弾庫、高射砲陣地、兵舎、作戦本部等
- ④ その他 航空特攻兵器「桜花」の集積



旧海軍大社基地施設群 主滑走路跡 現況図（令和6年3月段階）

(2) 出雲児童相談所移転建設

- ① 経緯
 - ・ 令和4年度：主滑走路跡地(県有地)への移転建設を決定
- ② 事業スケジュール
 - ・ 令和5～6年度：基本設計、地質調査、実施設計
 - ・ 令和7～8年度：建設工事
 - ・ 令和9年度：供用開始予定

(3) 前回 (R5. 12. 25) の審議会出席委員からの要望

- ① 旧海軍大社基地関連施設群 主滑走路跡地において、建設当時のコンクリート舗装の残存が確認されたことから、児童相談所建設に当たっては、舗装面の破壊を最小限に止め、可能な限りコンクリートを現状保存するよう関係各課と協議を行うこと。
- ② 今後、近代遺跡の保存に向けて積極的に取り組むこと。

(4) 対応等

① 地質調査(ボーリング調査)結果

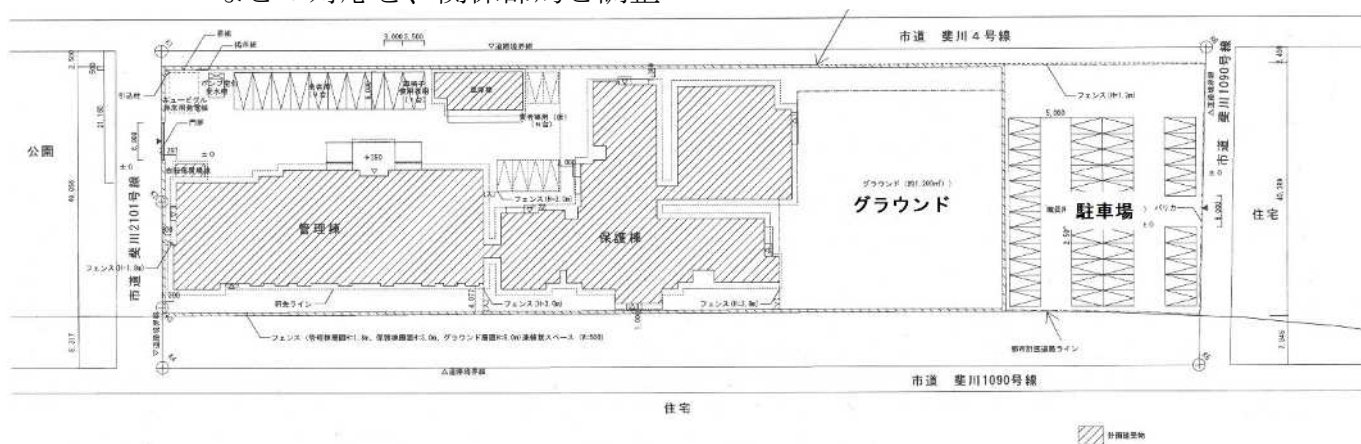
- ・ 建設予定地内のボーリング調査を8本実施(県・市文化財担当者立会)
- ・ その結果、地下50cm前後で、主滑走路跡のコンクリート舗装を確認、全域に主滑走路跡が残存していると判断された。

② 令和6年度実施設計

- 1) 実施設計業務開始にあたり関係課と協議を実施
※ 主滑走路跡のコンクリート舗装が地下に残存していることについて、可能な範囲で配慮を依頼
- 2) 設計の検討概要 ※具体的な検討は秋頃以降
 - ・ 建築部分については、軟弱地盤のため地盤改良工事が必要なことから、主滑走路跡のコンクリート舗装を現状保存することは困難
 - ・ グラウンド、駐車場部分については、配管やフェンス基礎設置箇所は、コンクリート舗装を現状保存することは困難
 - ・ また、駐車場については、雨水貯留施設としての機能をもたせることも考えられ、今後、検討予定

③ 今後の対応

- ・ 現状保存できない範囲については、令和7年度に記録保存調査を実施予定
- ・ 主滑走路跡東端にあたる職員駐車場付近に、何らかの説明板等を設置するなどの対応を、関係部局と調整



出雲児童相談所移転建設に係る基本計画図 (R6. 3 現在)

(5) 近代遺跡の調査について

① 経緯

島根県内の近代遺跡については、これまで、文化財保護法及び島根県文化財保護条例による指定等の保護は、あまり進んでいない状況である。

その一方で、土地利用の改変や再開発等に伴い、消滅の危機に瀕しているものも少なくないものと考えられている。

このため近代の歴史を理解する上で欠くことのできない重要な遺跡について適切な保護をはかることが求められており、その判断基準や取扱う範囲などの整理・検討が必要となってきた。

しかしながら、判断基準等を整理・検討する上で必要な全県的な近代遺跡の保存状況等の基礎的な情報は十分に把握されていないのが現状である。

そのような状況下で、近年では、旧海軍大社基地関連施設群の保存問題に直面することとなった。

以上の状況を鑑み、県内における近代遺跡の保存状況を確認し、その実態を把握するとともに、今後の保護・活用の基礎資料を得ることを目的に、調査を実施する。

② 調査内容

1) 所在調査

各市町村教育委員会に依頼して悉皆調査を実施し、所在調査票の作成を行う。

2) 詳細調査

所在調査の結果を受け、必要に応じ、対象物件を市町村教育委員会の協力を得て実地調査し、その物件の持つ歴史的背景を調べ、写真撮影等の記録作成を行う。

③ 調査体制

1) 島根県（事務局：県文化財課 管理指導スタッフ）

- ・ 所在調査のとりまとめ、詳細調査の実施、遺跡の評価等
- ・ 市町村からの意見聴取を経て「埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」の改訂

2) 市町村

- ・ 所在調査の実施、詳細調査への協力等
 - ・ 市町村担当者検討会への出席（「埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」の検討）
- ※ 令和5年度調査内容については、6月上旬実施の文化財行政担当者会議の場において市町村に説明及び依頼を実施

3) 調査指導委員会

- 各専門家（近代史、建築史、考古学、産業史等）4名で構成

委員名	専門分野	所属等
板垣 貴志	日本近現代史	島根大学法文学部
會下 和宏	日本考古学	島根大学総合博物館
金澤 雄記	建築史	広島工業大学工学部
樋口 輝久	土木史	岡山大学学術研究院

- 所在調査結果の検討、遺跡の評価等の検討
- 詳細調査が必要な遺跡の選択等

④ 調査期間

- 令和4年度～7年度（4年間）予定

⑤ 調査対象とする遺跡と時期

- 近代の歴史事象に直接又は密接にかかわる遺跡を対象とし、記念碑・顕彰碑・復元建物等の二次的な遺跡は対象としない。
- 対象とする遺跡の時期は、幕末・開国頃から第二次世界大戦終結頃までとする。

⑥ 令和5年度実施の調査概要

- 鉱山・エネルギー産業・重工業・軽工業
- 現段階で、630件の該当遺跡の情報提供があった。

種別	件数	該当遺跡等	備考
鉱山	19	鉄山、銅山等	
エネルギー産業	12	発電所等	
重工業	254	製鉄	近世のたたら遺跡を含む
軽工業	345	紡績、窯業等	近世の窯業跡(石見焼)を含む
計			

⑦ 令和6年度の調査

- 引き続き所在調査の実施

※ 令和6年度対象：交通・運輸・通信業、商業・金融業、農林水産業、社会

近代遺跡の分野区分およびコード

① 鉱山

0101 0102 0103 0104
鉄山 銅山 金銀山 その他各種鉱山

(選鉱場、精練所、軌道施設等の関連施設を含む)

令和5年度 調査対象分野

② エネルギー産業(鉱業を除く)

0201 0202 0203 0204 0205
炭坑 油田 発電所 ダム その他

③ 重工業

0301 0302 0303 0304 0305 0306 0307
製鉄 冶金 機械 造船 自動車 石油コンビナート その他

④ 軽工業

0401 0402 0403 0404 0405 0406 0407 0408 0409
紡績 製糸 その他繊維産業 食品 化学 窯業 セメント 地場産業 その他

⑤ 交通・運輸・通信業

0501 0502 0503 0504 0505 0506 0507 0508 0509 0510 0511 0512 0513 0514
鉄道 道路 橋梁 隧道 港湾 倉庫 灯台 運河 河川・堤防 飛行場 郵便 電信 電話 その他

令和6年度 調査対象分野

⑥ 商業・金融業

0601 0602 0603 0604 0605 0606 0607
会所 商館 商店・百貨店 市場 会社 金融機関(銀行 証券取引所等) その他

⑦ 農林水産業

0701 0702 0703 0704 0705
農業(灌漑施設 干拓施設 農業試験場等) 牧畜 開拓 林業(貯木場 製材所 森林軌道等) 漁業(漁港 番屋
養殖施設 水産加工施設等) 0706 養蚕業(蚕室、蚕種製造所 繭集荷場等) 0707 0708 製塩業 その他

⑧ 社会

0801 0802 0803 0804 0805 0806 0807
上下水道施設 都市開発 集合住宅 公衆浴場 公園 保健医療施設(病院診療所 療養所等) 社会福祉施設(孤児院
養老院 保健所 授産施設等) 0808 娯楽・観光施設(映画館 芝居小屋 遊園地等) 0809 0810 災害 公害・労働争議等社会運動
に関する遺跡 0811 その他

⑨ 政治

0901 0902 0903 0904
行政(郡役所 地方自治体の庁舎 官庁等) 立法(議事堂等) 司法(裁判所刑務所等) 政党・政治結社等政治的
活動および政治的事件に関する遺跡 0905 外交(税関 領事館等) 0906 軍事に関する遺跡 0907 その他

令和4年度 対象

⑩ 文化

1001 1002 1003
学校 研究施設(研究所 試験場 実験場 天文台等) 文化施設(文庫 図書館 美術館 博物館 音楽堂 劇場等)
1004 1005 1006
出版・報道に関する施設 競技場等のスポーツ施設 その他

⑪ その他

1101
①～⑩に属しない分野

(注1) 宗教に関する遺跡(寺院、神社、教会等)で福祉、教育等に関連する場合は、⑧または⑩等それぞれの分野で取り扱うこと。

(注2) ①～⑪の分野に関連する特に著名な個人の旧宅については、それぞれの分野で取り扱うこと。

5 大橋川河川改修事業地内「朝酌矢田Ⅱ遺跡」の取扱いについて

令和2年度の大橋川河川改修事業に係る「朝酌矢田Ⅱ遺跡」の発掘調査で、重要遺構（「出雲国風土記」記載の「朝酌渡」）が確認された。

(1) 朝酌矢田Ⅱ遺跡の概要と評価

- ① 「出雲国風土記（733年）」記載の「朝酌渡」に推定され、出雲国府から隠岐国に至る「枉北道」の渡河地点が判明したことで、古代道のルートが明らかになり、「出雲国風土記」記載の古代役所や寺院などと照合できる事例として重要。
- ② 発見された重要遺構は、7世紀後半～8世紀の石敷による幅11m、長さ25mの大規模な施設で「出雲国風土記」に記載のある官営の渡し場。同様の施設としては全国初の発見であり、その文化財的な価値は高く重要。

(2) 経過

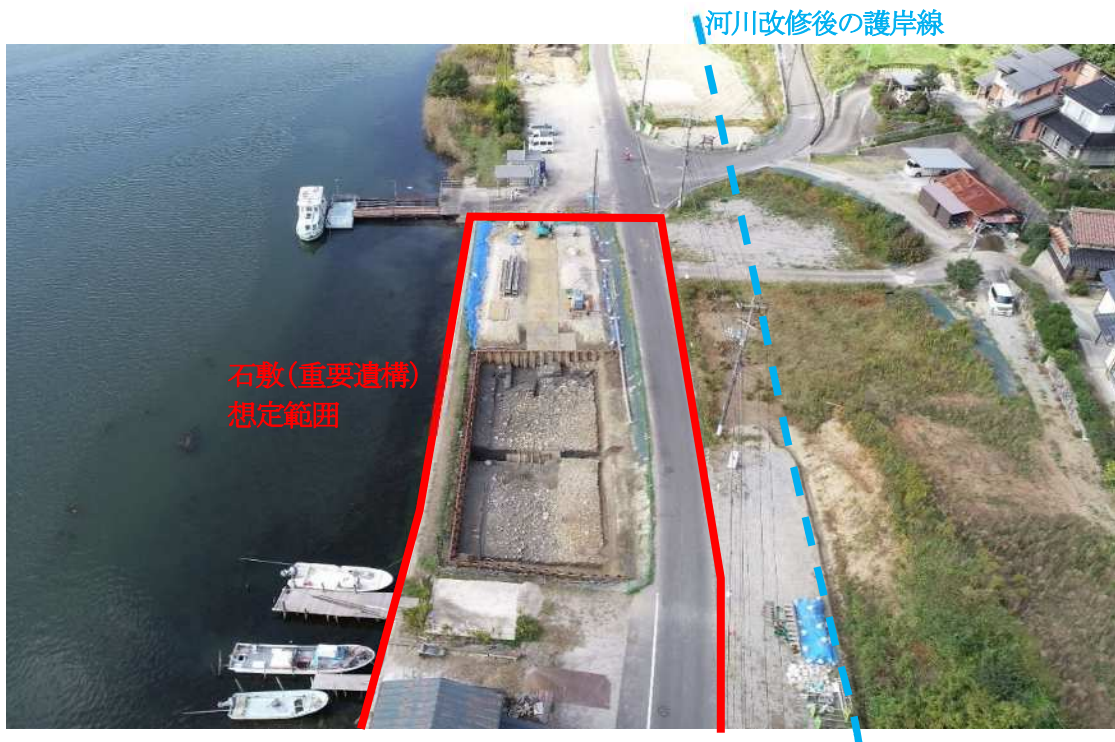
- 令和2年6月～12月 発掘調査実施(埋蔵文化財調査センター)
「出雲国風土記」記載の「朝酌渡」に推定される重要遺構
確認
- 令和2年12月23日 調査成果について報道発表
- 令和3年2月19日 発掘調査を一時中断
(都度、保存方法について国交省及び県で協議実施)
- 令和6年2月26日 協議文書(県→国交省)
重要遺構の現地保存について検討を依頼
- 令和6年3月29日 回答文書(国交省→県)

「当該地域は、大橋川下流部の拡幅箇所であるとともに斐伊川水系の下流部に位置し、上下流の治水バランスの観点から、下流部の河川改修を行わなければ、広範囲にわたる洪水浸水リスクが解消されず、既に完成した上流部のダムや、運用を開始している中流部の斐伊川放水路の効果も十分に発揮されないこととなります。

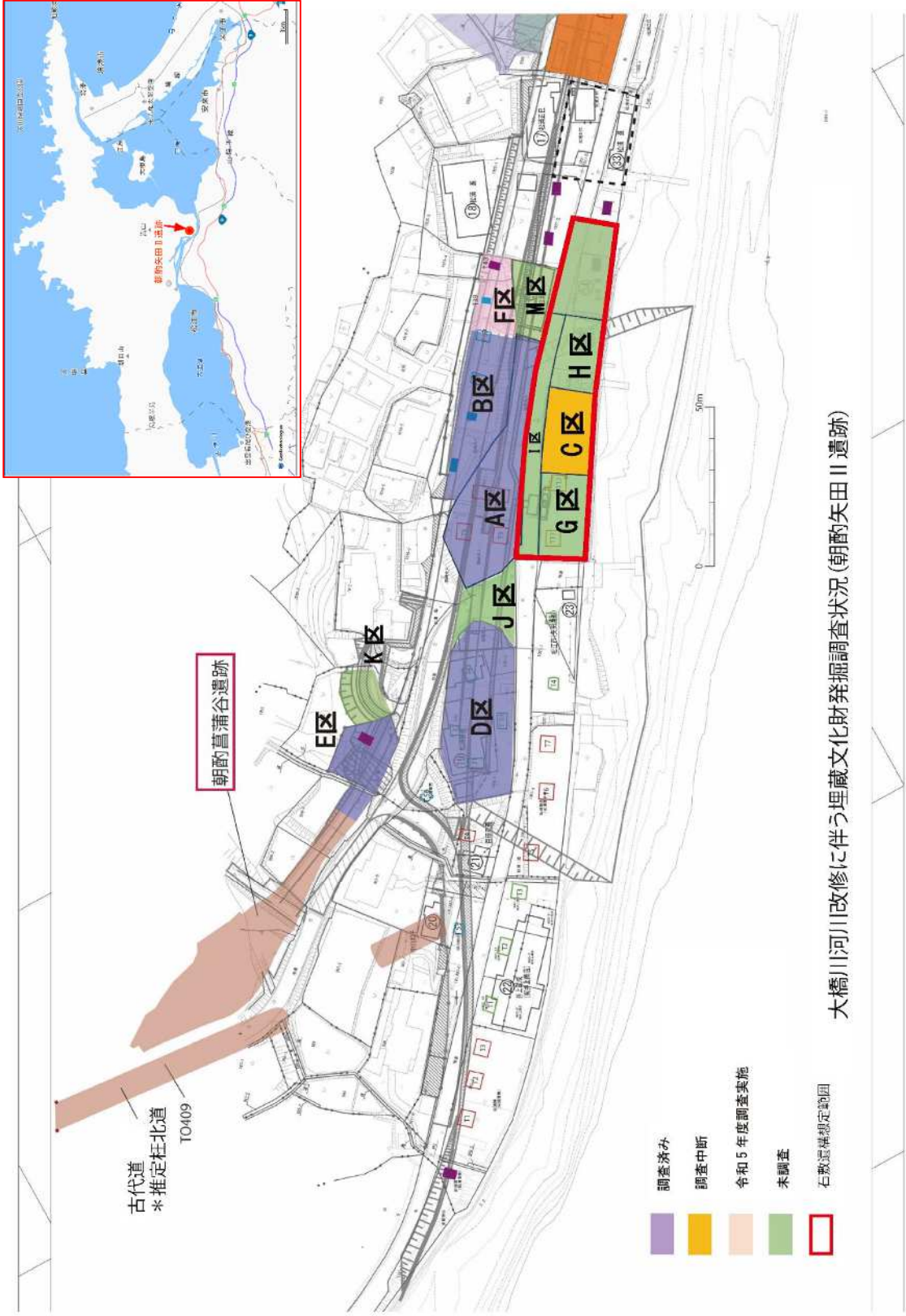
現地保存には、河川法第16条に基づき策定した「斐伊川水系河川整備基本方針」の見直しを要するものですが、以上のことから、同基本方針の現時点での見直しはできないことと判断します。」



【写真1】朝酌矢田Ⅱ遺跡の人工の石敷き（東側より）



【写真2】遺跡周辺の状況（東側より）



(3) 朝酌矢田Ⅱ遺跡の現地保存に伴う大橋川改修工事改修計画変更の検討

(国土交通省資料引用等により作成)

① 斐伊川の治水計画

昭和 47 年 7 月洪水を契機に、昭和 50 年に斐伊川・神戸川水系を一体とし、上・中・下流がお互いに治水機能を分担する『斐伊川・神戸川の治水に関する基本計画』を島根県知事が公表（通称「3点セット」）。この計画をもとに国が昭和 51 年に「斐伊川水系工事实施基本計画」を策定。その後、平成 14 年に、国の「斐伊川水系河川整備基本方針」として踏襲。

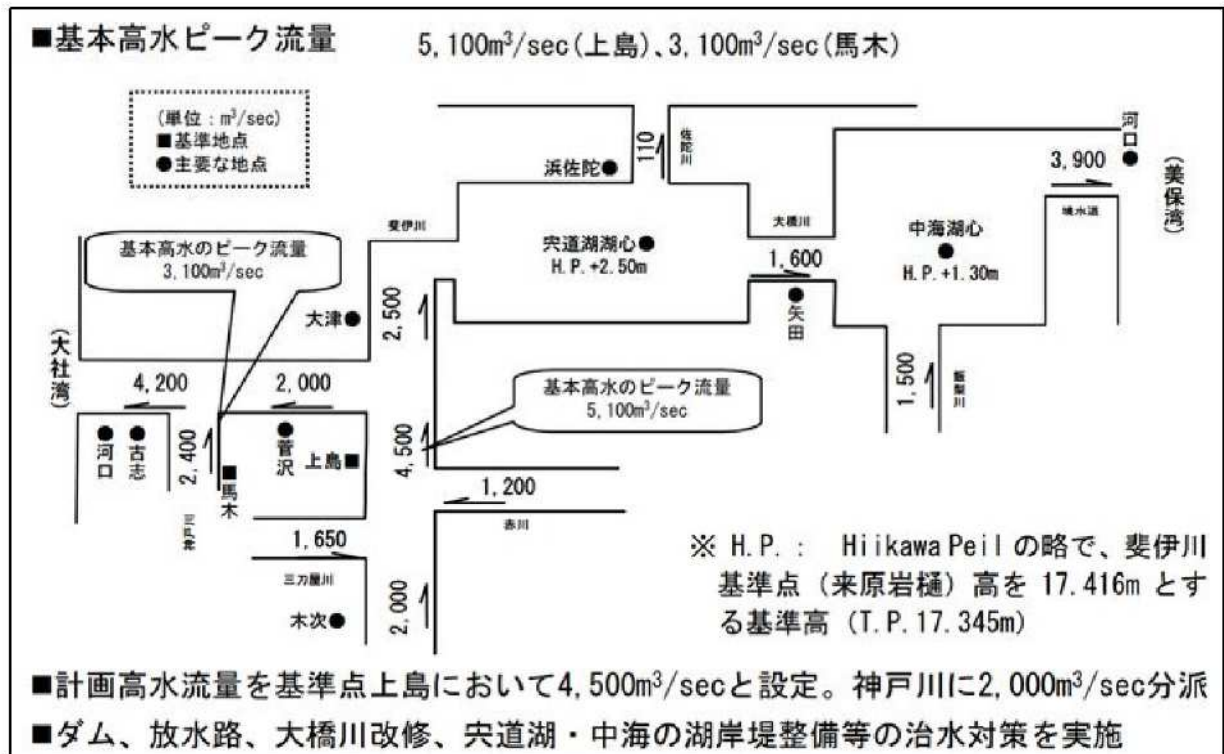
【3点セット】

- (1) 上流のダムの改修
- (2) 中流の斐伊川放水路と斐伊川本川の改修
- (3) 下流の大橋川改修と中海・宍道湖の湖岸堤整備

斐伊川・神戸川における治水対策（3点セット）



【図 1】 斐伊川・神戸川治水事業の概要



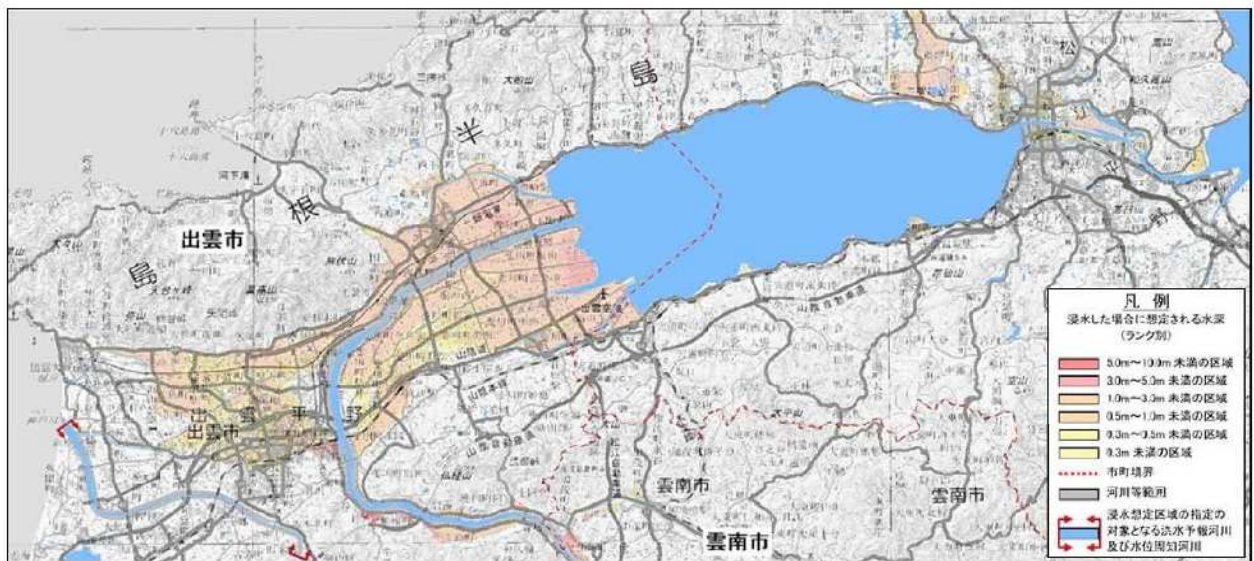
【図2】 斐伊川計画高水量図(単位: m³/S)

② 昭和47年の被害状況と現段階の浸水想定



【図3】 昭和47年豪雨の浸水範囲

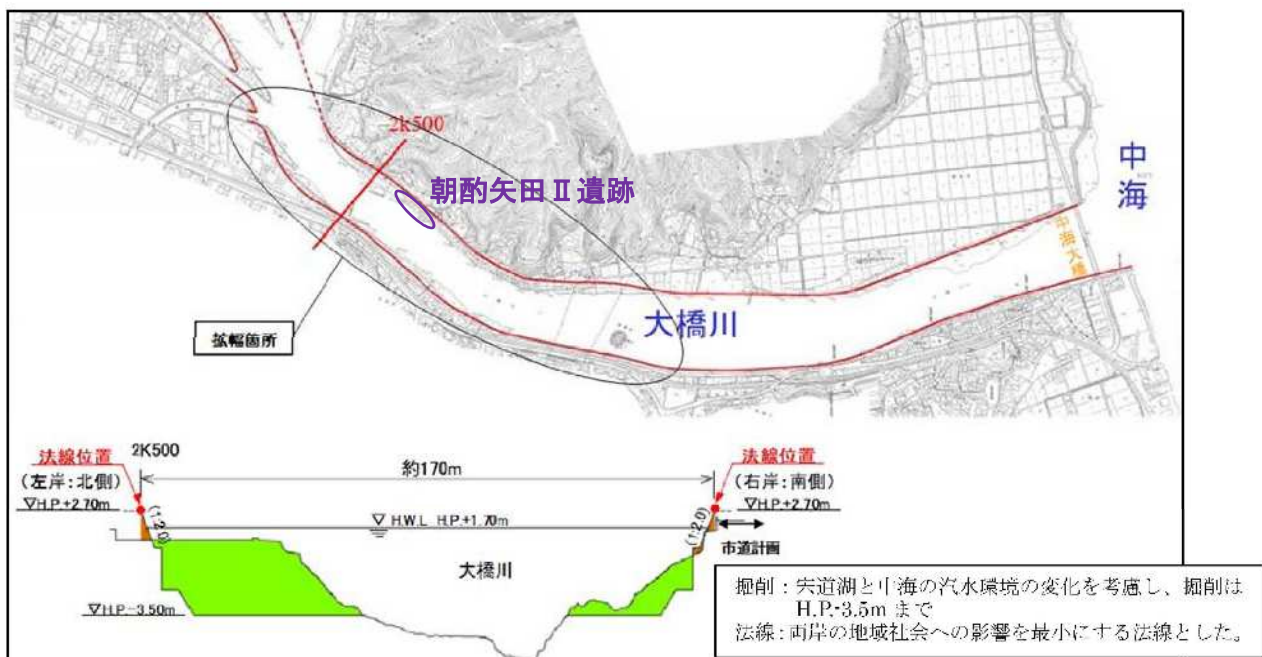
現在の河道整備状況では、広範囲への浸水被害が想定される。



【図4】 浸水想定（計画規模、ダム・放水路運用開始後）

③ 大橋川公表法線

国は、平成16年に「大橋川改修の具体的内容」として、河道法線や掘削形状を公表



【図5】 公表法線・掘削形状（大橋川下流部）

④ 大橋川改修の整備手順

大橋川改修の整備手順について

■ 概ね20年間の整備順序の考え方

- ① 狭窄部の拡幅を最優先
 - ・穴道湖を含め全川にわたって水位低減効果が期待できる狭窄部の拡幅（下流→上流の順）を実施
- ② 堤防の整備
 - ・堤防の整備は段階施工とし、計画高水位までの堤防高確保を先行して実施し、その後、計画堤防高まで堤防の整備を実施
 - ・計画高水位までの堤防の整備にあたっては、水害リスクの高い箇所（平成18年7月洪水浸水実績箇所）等を優先的に実施



【図6】 大橋川改修の整備手順

大橋川改修工事状況(令和6年5月1日現在)



【図7】 大橋川改修工事状況

⑤ 工事計画変更の検討（国土交通省との協議）結果

【案１】下流部（大橋川 朝酌地区）の改修取止め

- 上下流バランスから、下流部の改修なくして中・上流部の河川改修は不可。
結果、広範囲にわたる洪水浸水リスクが解消できない。また、既に完成済みのダム、運用している放水路の効果が十分に発揮されないこととなり、取止めは不可。

<その他案>

【案２】遺跡を突端状（島状）に現地保存し、左岸（北岸）を拡幅

- 新たな用地取得等が必要、当該集落そのものが消失する可能性があり、地域の理解を得るのが極めて困難

【案３】遺跡を現地保存し、右岸（南側）をさらに拡幅（※既に施工済み区間）

- 新たな用地取得等が必要、J Rや国道9号の切り回し、広範囲に家屋移転等が必要となり、地域社会への影響が大きく困難

【案４】遺跡を現地保存し、現計画以上に河道をさらに深く掘削

- 平常時の中海・宍道湖の汽水環境への影響が懸念され、現段階の河道掘削方針の変更を伴うことから、漁協等の地域社会の理解が得られない可能性が高く、困難



いずれの案も、地域社会への影響が大きく実現は困難であることから
現地保存は困難

【参考】 大橋川拡幅部周辺の状況（東側から撮影）



(4) 今後の対応

保存方法について、年内を目途に国交省へ回答予定